



防犯への取り組み

今、安全で安心して暮らせる地域社会の実現が強く求められています。



地元老人会では、小学校から子どもの下校時間を聞き通学路に立って子どもたちを見守っています。(落合町阿部にて)

市内には防犯ボランティアの活動をしている団体は、ほかにもありますが、これに加わって活動できなくても、自分でできることがたくさんあります。

例えば、町内でのあいさつや声かけ運動、散歩や買い物など、ちょっとした外出は子どもの登下校時間に合わせ、防犯パトロールを兼ねて行ってみてはいかがでしょうが、目を配ってあげることが、

管内でも、こんなに**犯罪**が起きています

＜高梁セイフティーメール（高梁警察署）より＞
高梁警察署管内の街頭犯罪認知(届出)件数
(平成17年中)

| 1月～12月 | 件数 |
|-------------|-----|
| 刑法犯総数 | 356 |
| 対象犯罪総数 | 162 |
| 恐喝(たかり) | 1 |
| 車上ねらい | 20 |
| ひったくり | 1 |
| 自販機ねらい | 28 |
| 自動車盗 | 5 |
| オートバイ盗 | 19 |
| 自転車盗 | 54 |
| 強制わいせつ(屋外) | 2 |
| 空き巣 | 20 |
| 忍込み | 1 |
| 事務所荒し | 9 |
| 出店荒し | 2 |
| 対象犯罪以外の犯罪総数 | 194 |

高梁警察署の、ホームページでは「高梁セイフティーメール」を公開しており、管内の毎日の犯罪発生状況などをお知らせしています。これは申し込みをすれば携帯電話やパソコンメールで送られてきます。

詳しくは高梁警察署生活安全課(TEL20110)へ。
高梁警察署ホームページ
<http://www.pref.okayama.jp/kenkei/police/p-takahashi/p-takahashi.html>

絶対に守ってね！ 5つの約束

- ① 知らない人には、ついて行かない
- ② 誰かに連れて行かれそうになったら、「助けて」と大声で助けを呼ぶ

子どもを犯罪から守ることもつながります。また子どもには、自分のことは自分自身で守るように教えてあげてください。

- ③ 一人では遊ばない
- ④ 遊びに行く時は「どこで」、「誰と」遊ぶのか家の人に言ってから出掛ける。
- ⑤ 友だちが知らない人に連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼ぶ

高梁警察署では、警察官や少年補導員が出向いて防犯教室を行っています。管内の不審者発生状況や各団体の子どもを守る活動の紹介などを

し、不審者に対する実技指導を行い、家庭や地域で気を付けることやできることを助言しています。

子ども以外にも高齢者が犯罪の犠牲になるケースは少なくありません。振り込め詐欺などの消費トラブルの被害に遭わないように日ごろの心構えが大切です。

家庭だけではなく、町内会の会合などいろいろな機会を通じて、自分たちの住む地域の安全を再度確認してみてもいかがでしょうか。

4月から障害者自立支援制度が始まります

自立支援給付の申請を受け付けています

～自立支援医療は2月28日まで、介護給付・訓練等給付は3月10日までに～

障害者への施策が4月から大きく変わり、身体・知的・精神の3障害の福祉サービス、公費負担医療等が一元化されます。新しい制度では、サービスを利用した時に、原則1割を自己負担していただき、残りの9割を国・県・市町村で負担します。また自己負担額は、所得に応じて4段階の負担上限額が設けられています。(自己負担額の上限等については、来月号で詳しく紹介します。)

このため、引き続き「福祉サービス・公費負担医療等」を受けられる人は、自立支援給付の申請をしていただく必要があります。該当の人には通知をしていますので、通知を受けられた人は、自立支援医療の申請は2月28日までに、介護給付・訓練等給付は3月10日までに、必要な手続きを行ってください。

新しい障害福祉サービス

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

自立支援給付

自立支援給付は、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービスです。

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ〈家事援助〉）
- 重度訪問介護（ホームヘルプ〈身体介護〉）
- 行動援護（ホームヘルプ〈移動介護等〉）
- 重度障害者等包括支援
- 児童デイサービス
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護（医療型デイサービス）
- 生活介護（福祉型デイサービス）
- 施設入所支援
- 共同生活介護（ケアホーム）

訓練等給付

- 自立支援
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- (旧)更生医療
- (旧)育成医療
- (旧)精神通院公費

補装具

自立支援医療以外はおおむね10月までは現行サービスのままですが、自己負担額は見直しとなります。
なお補装具の自己負担額は10月からの見直しになります。

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立支援給付以外に、市町村が地域の実情にあわせ、障害者の地域における生活を支えるサービスです。

- 相談支援（関係機関との連絡調整、権利擁護）
- 日常生活用具の給付または貸与
- 地域活動支援センター（創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等）
- コミュニケーション支援（手話通訳派遣等）
- 移動支援
- 福祉ホーム
- 居住支援
- その他の日常生活または社会生活支援

(参考) 現行の障害福祉サービス

下記の ㉑は身体障害者、㉒は知的障害者、㉓は精神障害者、㉔は障害児のことです。

居宅サービス

ホームヘルプサービス㉑㉒㉓㉔
 デイサービス㉑㉒
 ショートステイ㉑㉒㉓
 グループホーム㉑

施設サービス

重症心身障害児施設㉑、療養施設㉑
 更生施設㉑㉒、授産施設㉑㉒
 福祉工場㉑㉒、通勤寮㉑
 福祉ホーム㉑㉒、生活訓練施設㉑

- 問い合わせ 精神障害者の自立支援医療に関すること
- 精神障害者の自立支援医療以外のサービスに関すること
- 身体障害者・知的障害者のサービスに関すること

健康増進課健康増進第1係 (TEL) 21-0267
 " 健康増進第2係 (TEL) 21-0263
 社会福祉課障害福祉係 (TEL) 21-0264